

1 7月15日付けの追加指定等

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- (1) 3日間待機→6日間待機 : ロシア(モスクワ市)
- (2) 待機なし→3日間待機 : コスタリカ、ドミニカ共和国、ナミビア、ロシア(サハ共和国)
- (3) 3日間待機→待機なし : ベトナム、スイス、ラトビア

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

- (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域
(9か国)

アフガニスタン、インド、インドネシア、キルギス、ザンビア、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ

- (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域
(6か国)

アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、**バングラデシュ**、マレーシア、ロシア(モスクワ市)

- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域
(38か国)

アイルランド、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キューバ、コスタリカ、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スリナム、セーシェル、タイ、チリ、チュニジア、デンマーク、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナミビア、パラグアイ、フィジー、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、リビア、米国(15州: アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ニューメキシコ州、ネバダ州、フロリダ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ユタ州、ワイオミング州、ワシントン州)、ロシア(カレリア共和国、サハ共和国、サラトフ州、モスクワ州、サンクトペテルブルク市、ニジェゴロド州)

(注) **赤字**は再入国拒否措置の対象国